

資料6：真栄田岬周辺地域における現状について

発生している事象	分野			エリア		法令・条令・基準に抵触			問題の範囲と影響（誰にとって、どのような）	原因（発生原因）
	自然	地域	安全	陸域	海域	法令	条令	基準		
サンゴへの接触、踏圧、破壊、魚の餌付け行為	●				●			●	サンゴ礁をはじめとした生態系への悪影響によって、漁業、観光業の衰退、自然災害等の被害拡大が懸念される。	・明確なガイドラインがない・環境教育がされていない・事業者の意識が低い
交通渋滞の発生		●	●	●					周地域住民及び観光客に影響。時間的、経済的損失を発生されるとともに、騒音やゴミ、交通事故なども懸念される。	・許容量を超えている
駐車場のオーバーフロー（許容量超過）		●	●	●					入庫待ち車両による道路の占有、交通渋滞、事業者にとっての時間的、経済的損失の発生。	・許容量を超えている
路上駐車、違法駐車発生		●	●	●		●			緊急車両や農業車両の妨げとなっている。近隣住民の交通の妨げや事故の危険が発生する。	・許容量を超えている
漁港での現地集合、解散（無許可での駐車）		●	●	●			●		目的外利用にあたる	・明確なルールが無い、または周知不足、ガバナンスが効いていない
日雇いガイド			●		●		▲		責任所在が不明瞭な営業行為となる恐れ。保険の適用や顧客サービスにおいて違約となる恐れがある。	・ルールが無い
顧客のシェア（労力の貸与）			●		●		▲		事業者間で労働力をシェアしていることで、顧客に対する安全管理責任等の所在が不明瞭になる。事故が発生した場合の補償などに影響。	・ルールが無い
ゴミのポイ捨て、放置	●	●		●	●	●			ゴミが放置された場合、回収・処理を地元住民や行政が税金をかけて行う	・許容量を超えている、ゴミ箱が少ない、マナー違反
騒音の発生									交通渋滞、路上駐車など常態化することで、騒音被害が発生。地元住民にとっての迷惑行為となる	・許容量を超えている
1対多数でのガイド行為							▲	●	1名のガイドが大人数のゲストをガイドングすることで、ロストするリスクが高まる。またはサービス瀬す津質低下し満足が低下する。	・コンプライアンス意識が低い。
海域全体、洞窟内の混雑発生	●		●		●			●	許容量を超えた海域利用者。混雑等による満足度の低下が懸念されている。	・ローカルルールの周知が難しい。マナーを守らない。許容量を超えている。
遊泳者近辺でのジェットスキー運航			●		●		▲		遊泳者付近での運航により、接触のリスクなどが発生している。規制やガイドラインもないため野放し。事故につながる可能性が高い。	・そもそも明確な利用ルールやゾーニングがされていない
駐車場での露店営業行為		●	●	●			●		駐車場の目的外利用、占有行為に抵触。露店営業を野放しにすることで、不適切な事業者が質の低いサービスを提供する遠因となっている。	・周知不足、事業者の無知、取り締まりが弱い、駐車料金が安い
漁港での営業行為		●	●	●			●		目的外利用に抵触。構内での事故につながる恐れ。	・漁業者も関与しているケースがある。
無届での事業行為			●		●		●		条例違反。事実上取り締まりできていない。	・取り締まりが緩い、モラルの低下
海域の正確な利用者数が把握できていない	●	●	●		●				日別、時間別の利用者数及び種別の算出ができていない	・登録制度や利用者申請などのルールが無い
事業者名など利用者が分からない	●	●	●		●				利用者の内情が把握できていない。トラブル、事故があっても把握できない。是正しようにも注意ができない。	・登録制度や利用者申請などのルールが無い
小型旅客船の登録、申請			●		●		▲	▲	※ダイビング・シュノーケルにおける有償での輸送行為にあたるが、不定期航路事業許可申請の免除対象となっている	・漁業者にとっては割の良い副業であることから規制や制限をかけられたくない
公園施設に機材を置いている（200個以上）		●		●			●		施設の占有。	事業者のマナー違反、ガバナンスの欠如
個人利用者の増加（ガイドなし）	●		●		●				ガイド、事業者を利用しない個人利用者が増加しており、マナーやルールを知らない、危険行為に及ぶ、ガイドツアーとバッティングするなどの問題が発生	観光客の増加、認知度の向上、SNS等での情報拡散
一般利用者と事業者が混在している									同上	同上
無届と思われる外国人事業者の急増		●	●		●		●		条例違反。事実上取り締まりできていない。	条令を知らない、ガバナンスの欠如
体調不良、事故の際の緊急対応、医療機関		●	●	●	●				近隣に対応可能な医療機関が無い。	※地域全体の課題
近隣駐車場での集合、営業行為		●		●					真栄田岬周辺に賃貸駐車場を借りて仮店舗扱いにして営業行為をしている。法令や条例に抵触する行為ではないが、サービスの質の低下を招いている。	駐車場での営業行為禁止⇒駐車場を賃貸契約し営業
乗船料が安すぎる									薄利多売の要因の一つ	・漁業者の自由
漁業関係者との連携（意思疎通）が図れていない									不適切な事業者も営業可能になる。漁港の目的外使用ともつながる	・漁業者にとっては割の良い副業であることから規制や制限をかけられたくない